

優秀論文賞規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(6)に基づく優秀論文賞（以下、本賞という。）は、本規程の定めるところによる。
- 2 本賞は、「公益社団法人日本心理学会優秀論文賞」と称する。
- 3 本賞の選考は、優秀論文賞選考委員会規程に定める優秀論文賞選考委員会（以下、選考委員会という。）が行う。
- 4 選考委員会は、機関誌の前年度完結した巻に掲載された「心理学研究」の原著論文、研究資料及び“Japanese Psychological Research”のOriginal Articleの中から、授賞に値するものを選考する。
 - 2 ただし、依頼論文は選考対象としない。
- 5 授賞論文の題目及び著者は、総会、会報またはホームページにおいて公表する。
- 6 授賞論文の著者全員に賞状を、論文ごとに副賞を授与する。
- 7 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は2006年4月1日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2010年6月20日より施行する。
- 3 本規程は、2011年4月1日より施行する。
- 4 本規程は、2013年4月1日より施行する。
- 5 本規程は、2015年9月22日より施行する。